管理コート	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管提 理 番 写 項	提案主体名	都道府県	制度の所管 関係官庁
040050	障害者雇用促進 のための自治体 随意契約理由の 緩和	【地方自治法(昭和22年法律第3 和22年法律第3 項] 【地方自治24年第3 第16号)第167条 第16号)第167条		契約内容が、当該営利法 人の事業で法定雇用障害 者数応表で場に上回って身 体障害者とは知的障害者 を雇用する事業部門に関 するものであるときは、当 該契約を随意契約によるこ とができることとする。	障害者雇用に積極的に取り組む企業への自治体発注を容易にすることにより、障害者の雇用安定を図り、地域における障害者の自立促進を目指す。 以、障害者の雇用安定を図り、地域における障害者の自立促進を目指す。 具体的には、自治体が、前年度を含む当該自治体が定める期間において継続して障害者雇用調整金又は報受金の支給を受ける事業主である営利法人を契約の相手方にしようとする場合であるが、後事者である労働者が、業務に従事することにより履行されるものであるときは、当該契約を随意契約によることができることする。 提案理由: 障害者福祉に関する自治体随意契約については、降害者支援施設から役務の提供を受ける契約などについては、その理由として認められているところであるが、他力自治法施行令第167条の2第「項第3号)、これ以外は、他の随意契約要件のいずれかに該当したい限り認められていない、大提案を実現することで、自治体発注業形による障害者雇用の安定が図られ、企業における障害者雇用の取り組みが促進されることが期待でき、もって、地域における障害者の自立促進に寄与できるものと考える。 なお、本提案は、自治体の選択により随意契約を行うことができるものとするものであり、かかる選択を行うにあたっては、自治体において基準等を設けて行うことが想定されるが、自治体契約の公正確保に影響はないものと考える。	С	п	地方公共団体の契約の方式は、機会均等、競争性、公正性、透明 性及び経済性を最も担保することができる一般競争入札を原則といることの ているところであり、競争人利上にることはりも随意契約によることの 方が経済的かつ合理的に契約の内容を達成できると客観的に認め られるような場合に限り、随意契約が認められているところ。 ご提条をいただいた随意契約事由については、経済性の観点から 地方公共団体にとって客観的に有利とは認められないこと等から、 これを随意契約事由として地方自治法施行令に規定することは適当 ではない。		0017010	様式会社世田 公社	東京都	総務省
040060	軽油に水を混和 して製造するエマ レンション燃料の の 造承認手続の免除	0)32	て、製造等を行う場所の所在地の道府県知事の承認を受けなけ ればならない。	現行法(地方税法)で規定されている軽油の製造承認制度について、水と経油を混削をできませます。 では、水と経油を 混和する場合に限り手続を 免除する。	エマルジョン燃料を、公道走行する自動車用燃料として活用することにより、化石燃料の使用量削減及びCO2排出量削減に寄与することを目的とする。 地方税法では、軽通とその他炭化水素油を混和する又はそれ以外の方法で軽地を製造する場合には、製造の都度性状分析結果を添えて製造承認申請を行わなければならないが、納税額以上に検査料金がかかり、手続も頻繁となることから、定期、製造する場合に支障が生とることが考えたある。そのため、上記手続を免除し、実証実験及び将来的な民間事業者の利用推進の一助となることを全図した。	С	I	・地方税法に規定する製造等承認手続については検討していくべき 課題であると承知。 ・しかしながら、現に製造等承認の手続きに関連した脱税事業が発生しており、今後も同様の脱税事業の発生が懸念されるところであり、手続の検討に当たっては、脱税防止対策を考慮した具体的方を講する必要がある。 ・このため、実際に課税を行っているいくつかの都道府県の意見を聴取したところ、製造等承認手続がなければ製造実態を把握することができないため、軽油引取税の不納入、過小申告の恐れがある等の理由から製造等承認手続の免除については否定的な意見であった。 ・したがって、直ちに提案に対する対応を行うことは困難。	エマルジョン燃料特区認定プロジェクト	0018010	小山町	静岡県	総務省

管理コート	· 要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 番号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
040070	議会の承認を必要としない政治的 任用の許可	地方公務員法	地方公務員法第3条第3項各号に掲げるものは、特別職とする	首長をサポートする「議会 の承認を必要としない政治 的特別職員」を外部から任 用する。	形骸化し二元代表制の一翼を担う能力に欠ける議会により、過疎化や経済的 疲弊に対する必要不可欠な諸政策を、首長の強いリーダーシップの下で進め ることが困難となってマニフェストの実行ができない異常な状態となっている。これを打開するために、急波な改革に必要不可欠な権限を付きなれて旨をナポーする「議会の承認を必要としない特別職」を、任命権者が期限を定めて外部から直接任用することを可能にする。これにより、能力実績主義への転換、券書の大きい各種委員会の機能性向上、給与と退職金の大幅改定などを確行し自治再生を図る。		-	ご提案の「議会の承認を必要としない」任用という点については、 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する「臨時又は非常勤の顧 問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」としての 任用の方法が設けられているものと考える。		0021020	Α市	その他	総務省
040080	外傷患者の救急 搬送の地域制限 の緩和	2 救急業務 第35条の5 救急 搬送	都道府県は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準 (実施基準)を定めなければならないとれている。 実施基準においては、傷病者の状況にたけ、適切な医療の提供が行われるように分類された搬送先医療機関のリストを定めることされているが、どの医療機関を嵌送先医療機関として位置付けるかいこついては、地域の実情に応じて判断されるものであり、法令上の制限はない。	急搬送は都道府県の医療 計画外とする。超広域外傷 センターから半径100km以	多くの先進国に整備されている外傷センターが我が国には整備されていないために、防ぎ得た死に防ぎ得た機能障害とが多数発生している。この中には多くの若年者が含まれており、国民総生産が低下している。重度外傷患者の救命と機能回復とを行うには、とのよう外傷にち対応できる高度の治療技術を持った医師を必要效・一所に集め、24時間とのような外傷にも対応できる診療体制をとる必要があるが、このような能設を都道府県ことに作るのは効率が悪い、救急医療も含り現在の医療計画はすべて都道府県世位で行われているが、超広域外傷センターの構想は都道府県の枠組みを超えて考える必要がある、新成長戦野」によれば、医療サービスの基壁強化のためには、「医療切り機能分化と高度、専門的医療の集約化を加速させる事」が求められており、本提案はこれに合数する。		-	消防法第35条の5により、実施基準に基づき救急撤送が実施されているが、実施基準は都道府県小が域の実情に応じて定めるものであり、搬送本の医療機関とため道府県小の医療機関を定めることも可能となっている。この点に関しては、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について」(平成21年10月27日消防庁次長・厚生労働省を政策に受入して、「実施基準においては、隣接衛道府県及び隣接福道府県の医療機関と連携し、都道府県の区域を越えた広域の対応を定めることもできる」と通知しているところである。	超広域外傷センター	0023010	個人	東京都	総務省厚生労働省
040090	徳之島(離島)において、通信回線を利用した。通信回線を利用した。通信回線を利用した。 勝医療並びに地域活性化進進に乗出で、通信事法 関連の線和の緩和 様、規制の緩和	電気通信事業法	電気通信事業を営もうとする場合には、大規模な電気通信回線 設備を設置する者については、総務大臣の登録を受ける必要が あり、電気通信回線設備の設置が別規模にとよまる者及び電気 適信回線設備を設置しない者については、総務大臣に届出を行 う必要があるにだし、専ら一の者に電気通信役務を提供する場 今零電気通信事業法の適用除外がある。 また、地方公共団体が営利を目的としない電気通信事業(不特 定多数の利用名に対し提供するもの等に限る。)を行おうとする 場合には、届出を行う必要がある。	報通信に関し、インターネ	現在の天城町営のAYTケーブルテレビは、テレビ配信のみでインターネットサービスは行っていない。 平成22年度(全)戸に光ファイバーを敷設し、デジタルTVに対応することとなった。新たにインターネット事業を開始すると農業、実際、教育、生活、環境、防災などのさまざまな分野で、地域社会の豊かな発展と、暮らしの安心安全が図れる。規制となる通信事業関連の法律、規則を緩和して頂きたい。	D	-	インターネット接続サービスを提供する場合、設置する電気通信回線設備の規模、具体的な電気通信役務の提供主体・方法等に応じて手続きは異なるものの、電気通信事業との登録、届出等の手続きが必要。必要な手続き、規制緩和を希望する具体的内容等について、徳之島を含む九州地方を管轄する総務省九州総合通信局にご相談いただければ、適宜説明・対応してまいりたい。	徳之島(離島) における通信 回線を利用した 遠隔医療活性が に推進プロジェク	0024010	天城町、ユニ パーサルライ ツ株式会社	鹿児島県	総務省
040100	徳之島(離島)において、通信回線を利用した。通信回線を利用した。通信回線を利用した。 線を利用した。 線を対して、地域に使化性進信 場合で、通信を は、規制の緩和 (東京の は、規制の緩和	電波法電気通信事業法	無線局を開設する場合には、免許を受ける必要がある。地域 WMMAKについては、電気通信事業名「電気通信事業者を営もうさ 含者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信 事業者とみなされた地方公共団体を含む。)であれば、申請によ り、地域WMAC無縁局を開設することが出来る。 電気通信事業を営もうとする場合には、大規模な電気通信回線 態像を設置する者については、総務大臣の登録を受ける必要が おり、電気通信回線影像の設置が小規模にとどまる者及び電気 通信回線設備を設置しない者については、総務大臣に届出を行 う必要があるしただし、導ら一の者に電気通信母務を提供する場 また、地方公式向体が営制を目的としない電気通信事業(不特 定多数の利用者に対し提供するもの等に限る。)を行おうとする 場合には、届出を行う必要がある。	-tu-tuth NAC NA E SE att dans da	地域Wi-Max長距離無線が整備されれば、現場に端末を持参又は設置する ことにより、中山間地域でもインターネットを利用でき、畜産農家にとっては牛の 発情管理や飼育管理、園芸農家にとっては畑の作物の生育管理、病害虫発生 状況など役場や専門機関との情報の共有が可能となる。	D	-	地域WIMAXサービスを提供するためには、電気通信事業者として電波法上の免許申請の手続きを経て無線局を開設することが必要。また、設置する電気通信回線設備の規模、具体的な電気通信役務の提供主体・方法等に応じて手続きは異なるものの、電気通信事業法上の登録、届出等の手続きが必要、送上の登録、届出等の手続きが必要、必要な手続き、規制緩和を希望する具体的内容等について、徳之島を含む九州地方を管轄する総務省九州総合通信局にご相談いただければ、適宜説明・対応してまいりたい。	徳之島(離島) における通信 回線を利用した 遠地域で 連地域で 推進プロジェク	0024020	天城町、ユニ パーサルライ ツ株式会社	鹿児島県	総務省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号 理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
040110	防災行政無線局 の免許	電波法	電波法第4条に基づき免許を受けなければならない。	防災無線整備、運営に関 する通信事業関連の総て の法律、規制の緩和	天城町は防災無線の整備が遅れていて、集落単位へのラッパ放送が主であり、山間部では声が近隣の山々にこだまし、聞き取れないとの苦情が多い。地震、津波などの災害時や緊急時の防災無線整備を行うため適信関連の総ての法律や規制を緩和して頂きたい。	D	-	防災行政無線の整備に関しては、電波法上の免許申請の手続きを 経て無線局を開設することが可能。 必要な手続き、規制緩和を希望する具体的内容について、徳之島を 含む九州地方を管轄する総務省九州総合通信局へご相談いただけ れば、適宜説明・対応してまいりたい。	徳之島(離島) における通信 に動縁を利用止び に地域活性化 に地域活性化 ト	0024030	天城町、ユニ バーサルライ ツ株式会社	鹿児島県	総務省
040120	徳之島(離島)において、通信回線を利用した遠 修を利用した遠 原産兼並びに地域活性化推進に 当可速の線である。 単位の域 は、通信事法 様、規制の緩和	電気通信事業法	通信回線設備を設置しない者については、総務大臣に届出を行	トを利用した遠隔医療ネッ	徳之島3町(天城町、伊仙町、徳之島町)と中核病院、開業医間で広域医療連携を推進する中で、医師への負担の軽減と、住路や通院が困難な環境下の慢性疾患の患者、が心末期患者、在宅酸素呼吸器装着患者に対する遠隔医療や、小児、妊婦などへの救急遠隔医療が構築でき、救命救急医療ネットとして活用できる。	D	-	労働大臣の共同懇談会)の提言を踏まえて、総務省において実施し	徳之島(離島) における通信 回線を利用した 遠隔医療活性エク に地域プロジェク	0024040	天城町、ユニ バーサルライ ツ株式会社	鹿児島県	総務省厚生労働省
040130	低入札価格調査 制度対象拡大特 区	【地方自治法第 234条】 【地方自治法施行 令第167条の10第 1項】	◇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) (一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合) 第百次十七条の十 善通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において。予定価格の制限の範囲所で最後の価格をしてしてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と実別を締結することが公本の表にな取引の秩序を乱ずこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるとき、又はその者と本社があつて著しく不適当であると関のの世界を乱ずこととなるおそれがあつて著しく不適当であると関のの価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。 2 (略)	地方自治法施行令第167 条の10第1項で規定する 「一般競争入札において最 低価格の入札者以外の者 を落札者とすることができ る場合」の制度(低入札価 格調査制度)を物品の売買 (購入)にも適用可能とす	一般競争入札による工事又は製造その他についての請負契約では、契約の 内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約 経締結ずるこれが立な取りの秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適 当であると認めるときは、その者を落れ者とせず、予定価格の制限の範囲内の 価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を 落札者とすることができるものとされている。 地方公共団体の契約は、公共の福祉の増進という目的を効果的に達成する ため、公正性、透明性、競争性及び履行の確保を原則としており、競争入札に より、さらに経済性の確保を図ることが求められている。 り、事業者にとってもこういう状況が続くと営業労力を続けても限度があり、経 営状況が悪化するととは、公正な取り秩序を乱すおそれがある。 このため、極端な低価格入札を防止するため、物品の売買(購入)契約に当 たっては、低入机価格調査制度を適用し、公正な取引秩序の確保を図りたい。	С	п	低入札価格調査制度は、価格のみによる落札方式に対する例外 措置であるから、当該入札が不当に低い価格であることによって、 契約の完全な履行が困難に陥るような契約のみに限定することが 適当であるため、「工事又は製造その他の請負」の範囲とされている ところ。 一方、物品の購入契約については、物品自体が粗悪品である場 会、差替え等の方法で履行の確保が可能であるから、この規定を適 用する余地はないと考えている。		0027100	佐賀県	佐賀県	総務省
040140	過疎債で住宅修 締を可能とする特 区	過蘇地域自立促進特別措置法	・公営住宅の建設に要する経費に対する過疎債の充当率は 75%である。 ・住宅の修繕に要する経費に対する過疎債の充当は認められて いない。	が住宅を新築する場合、また、廃屋を買取り等で増改	上勝町は過疎でありながらも若者が移住したい町の一つとして注目され、現在、人口動態では県下第ら位の転入者を教える。しかし、それを超える自然減が過疎地からの脱却を不可能にしている。住む場所の確保が出来るならば、更なる若者の受入が可能になり、現状を打破することも可能である。そこで、財政力が弱い間では新単独予算(一般財源)を投じての住宅確保は困難なことから、過疎計画に基づき実施する住宅建設にあっては、取存の過疎信売当率75%を100%とするとともに、住宅総構への過報度が当も認められたい。また、総務省による定住促進空き家活用事業において、空き家の買取り・借上げ(30年以上)による増改業等の改修を実施する場合、現状の過疎債充当率75%を100%とすることを可能とする。	D	-	22年度から改正された過疎法により、法第12条第2項に規定する「集落の維持及び活性化」に資するような住宅の借入れや修練であれば、これらの事業については、いわゆる過疎低(ソフト分)の充当対象となる可能性があるものである。この場合、充当率は100%となる。なお、過疎法の改正内容については既に施行通知等で各地方公共団体に周知しているところであるが、引き続き周知を図っていくこととしている。また、既に定住促進空き家活用事業において、空き家の買取り・借上げ(30年以上)による増改業等の改修を実施する場合等は、過疎便の充当の対象とされているところである。また、住宅の建築のように、その施設の受益者が特定のものに限られる事業にあっては、当該安益者からの応分の使用料を徴収することが適当であり、この部分の収入が得来にわたって見込まれるので、その他の起債よりも充当率を低くしている。	若者定住住宅確保事業	0028010	上勝町	徳島県	総務省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分	類措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管提 理 番 号 項	提案主体名	都道府県 制度の所管・ 関係官庁
040150		人情報の休護に関する		行政組織間及びNPO法人 との間で、必要に応じ、個 人情報の取扱いを緩和す る	現場に即した課題解決に向けた行政組織における個人情報の利用を可能とするため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、第8条第2項第3号に定める「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人」に「PPO法人」を加えるともに、行政とPPOとの協議に基づいて同争の「相当な理由」の範囲を明確化し、その運用体制を行政組織内に構築する。提案理由: NPO法人が、行政との間で円滑に連絡調整しながら業務を遂行するため、NPO法人が、行政との間で円滑に連絡調整しながら業務を遂行する必要がある。	E	-	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条2項3号の 規定については、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及 地方独立行政法人は、法律の規定に基づき、業務を遂行するもので あり、行政運営の効率化、行政サービスの向上、国民負担の軽減を を図る観点から当終行政機関神取以は行政機関相互間での保有個 人情報の有効利用に資することが必要であるとの趣旨から、このような規定とされています。 されるものに対しては、行政機関等以外の者に例外として提供する ことが認められるためにふさわい。要件として、更に厳格な理由が必 要であると考えることから、目的外の利用又は提供に当たつては、 原法8条2項4号の規定に基づき判断されるととなります。 また、「相当な理由」の範囲については、保存個人情報の内容や 当該保存個人情報の利用の等を勘案に、行政機関の長が個別 に判断すべきであり、一律に具体的な基準を設けることは困難である なお、地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、各 地方公共団体の条例で定められるものであり、本法では規律されて いません。	市民で創るヨコ ハマ若者応接 特区	0030070	市民で劇る33 ハマ若者応援 特区実行委員 会	<b>抽本川県 松弥</b> 宏
	公務員等の動務 形態の弾力化	一般職の職員の 動務時間、休暇等 に関する法律 地方公務員法	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律において、国家 公務委員の勤務時間は原則一週38時間45分、一日7時間45分 とされているとこち。 地方公務員法第35条(職務に専念する義務)及び第38条(営利 企業等の従事制限)	公務員が勤務時間を本人の希望に基づき短縮した上で、他の業務に従事し給与を得ることを可能とする。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第5条で「1週間当たり38時間45分」と規定されている国家公務員の勤務時間を本人の希望に基づき短縮した上で、他の業務に従事し給与を得ることを可能とする。 地方公務員第24条等に基づく地方公務員の勤務時間についても、自治体の判断により同様の条例を定めることを可能とする。 行政からの委託等による等別に従事るがPOO法人等の職員についても、同様に、当該業務以外の業務に従事し給与を得ることを可能とする。 提案理由: 公務員やNPO等の職員が、「本業」に専従するのみならず、個々人の能力を社会の多様な組織・場面において、最大限発揮することを可能とする。	D	-	国家公務員については、職務の遂行に当たり、全力を挙げてこれに 専念することが原則であるが、許可を得て、他の業務に従事すると は可能である。この場合、職務専念義務。解務の公正な執行及び公 務の信用の確保の観点。値の場合には、動務時間外に行いては、大学 原則として許可することとなる。動務時間外の募集については、大学 の教員などの場合であって、公務に優先する政策的意義を有するこ と等が認められるときに限って許可することとなる。なお、許可された 場合、公務に従事はなから時間については結ちが減壊される。 また、御世衆なの公務員が公務以外の他の業務に従事する場合 は、現行制度とも、地方公務員については地方の務員が認まり条に 職務事念義務の免除及び必要な場合は同法第38条に営利企業等 の従事制度の計算の地の特別とは、おいて節られている地方公務員の身分取 扱い等に関する基本的な事項は、憲法で定められた全体の挙信が 扱い等に関する基本的な事項は、憲法で定められた全体の挙信が 起いては、任命権者により、公務の除及び営利企業の従事制度 の許可については、任命権者により、公務の全様の業化で集中制度 の許可については、任命権者により、公務の全体の奉任が主めていているものであり、職務専念義務の免除及び営利企業の企事制度 の許可については、任命権者により、公務の全体の奉任が実の従事制度 の許可については、任命権者により、公務の全体の奉任が実の従事制度 の許可については、任命権者により、公務の全体の奉任が実の従事制度 の許可については、任命権者により、公務の全体の奉任が表している。 記述の表していては、任命権者により、公務の全体の奉任が主めていている。 本述の表していては、任命権者により、公務の全体の奉任が実の従事制度 の許可については、任命権者により、公務の全体の奉任が実の従事制度 の許可については、任命を持ている。	市民で創るヨコ ハマ若者応援 特区	0030110	市民で創る3コ ハマ著者応援 特区実行委員 会	神奈川県 総務省
040170	国家公務員について、身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。		国の身分を持ったままの職員の派遣については、国と民間企業の間では、「国と民間企業との間で人事交流に関する法律(平成) 1 年法律第224号) に基づく、事交流が進められているところである。また、この他にも法科大学院派遣法に基づ(派遣、研究体職による大学・研究所等への出向等が行われているが、現在のところ、NPO法人への職員の派遣は認められていない。	国家公務員が身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。	国家公務員について、身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。 提案理由: 地方公務員については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に 関する法律・第2条第1項第3号に基づ、政令により、NPO法人への派遣が可 能とされているが、国家公務員についてはそのような制度が不在であるため、 公益上の必要がある場合には派遣することを可能とする。	С	I	NPO法人への職員の派遣を含め、官民交流制度のあり方について は、今後、国家公務員制度改革等の中で、必要性、ニーズ等を勘案 の上、検討することが必要。	市民で創るヨコハマ若者応援特区	0030120	市民で創るヨコ ハマ若者応援 特区実行委員 会	神奈川県 人事院 総務省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類 措置の	内容 各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 番号 項	提案主体名	都道府県 制	制度の所管・ 関係官庁
040180	協働契約(地方 自治体からの補 助・委託の契約 に関するNPO法 人の関与)	地方自治法等		地方自治体からの補助・委託の契約に関するNPO法人の関与	地方自治体からの補助・委託の契約内容決定や条件変更、役割・責任分担、個人の雇用条件等について、契約先のNPO法人と地方自治体との間で対等な協議を行い、その会家に基づいて定める。 また、その契約履行の成果物等については、地方自治体と当該NPO法人が共有することとする。 提案理由: 地方自治体からの補助・委託の業務の内容が、現場の実情に応じたものとなるよう、現場を担うNPO法人が生体的に内容を決定・変更等を行い、単なる安上がりの労働力でなく、質の高いサービス提供を確保する必要がある。	Ε -	地方自治法第9章第6節に規定する契約は、民法等の私法の規定 の適用を受けるものであり、いわゆる契約自由の原則も適用される ものである。	** 市民で創るヨコ ハマ若者応援 特区	0030130	市民で創る3コニ ハマ若者応援 特区実行委員 会	神奈川県 総名	:務省
040190	国と地方の間の 人材相互派遣制 度を創設する。		国と地方公共団体との間の人事交流については、これまで相互 理解の促進、人材の育成、組織の活性化等の面で双方にとっ 意識があるこから、地方分体推進計画(平成10年5月29日閣 議決定)及び行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)等に 沿って推進しており、現在、退職出向というスキームで着楽な楽 額を上げているところ。	る。 そのため、関係自治体が 連携して事務処理を行うた めの「協議会」を設置するこ とを要件に、広域的な事務 を関係自治体に移管するこ	地域主権改革推進には国出先機関の事務の大幅な地方移管が不可欠である。県をまたがる広域的な事務を地方に移管するには、関係自治体が広域的に連携することが必要となる。 様々な事務の移管に業験がつ迅速に対応できる「協議会」の設置を要件に、国の出先機関の事務の先行移管を受けられる制度を創設すれば、広域連合に加え、地域の選択の幅が広がり、権限移譲を大いに進かすくなる(例:首都圏の国道10号などの直轄国道)。また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。	D -	ご提案の国と地方の間の人材相互派遣については、現行の退職出向というスキームで対応可能と考えているところ。	【首都圏社会 資本整備促進 特区】 国の出先機関 の事務・権限の 先行移管	0034010	埼玉県	埼玉県 総	事院 《務省 浙土交通 省 開朝府
040200	国と地方の間の 人材相互派遣制 度を創設する。		国と地方公共団体との間の人事交流については、これまで相互 理解の促進、人材の育成、組織の活性化等の面で双方にとって 意義があることから、地方分権推進計画(平成10年5月29日間 議決定)及行政改革大綱(平成12年1月1日間議決定)等に 沿って推進しており、現在、退職出向というスキームで着実な実 様を上げているところ。	そのため、ハローワーク (公共職業安定所)の職業	ハローワークの職業相談・職業紹介や求人の受付などの事務を県へ移管すれば、地域の総合的行政機関である県が一元的に労働行政を展開できるようになる(県は産業界や教育界、市町村との太いネットワークがあるので、その後を活かし、労働行政を産業の策争をは要し、教育政策と一体的・戦略的に展開できる。)。 その際、マンツーマンで専門的なサポートが必要な若者、女性の方々に、カウンセリングやスキルアップ、職業紹介をトータルにサポートするため、民間のノウハウを活用することで、より効果のに行うことができる。その結果、求人の拡大や雇用のミスマッチの解消により、失業率の低下につながる。現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。	D -	ご提案の国と地方の間の人材相互派遣については、現行の退職出 向というスキームで対応可能と考えているところ。		0034020	埼玉県	埼玉県 総羽	事院 務省 [生労働省
	独立行政法人に おける科学債発 行		独立行政法人は、特別法に特段の定めがある場合を除くほか、 長期借入金及び債券発行をすることができない。	独立行政法人通則法第45 条5項の個別法に特段の 定めがある場合を除くほ か、長期借入金及び債権 発行をすることができな い。という規制の特例を認 め、科学債を発行する。	つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストトウ研究生活安定を図る金金等あるため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学順と発行することを可能にする。 数府の京長戦略に決定された。グリーンイバーションとライフイバーションの研究をつくば在住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金開達をおさず、「科学順」は、10年限ス圏さの領権で、科学技術の研究をつくば在住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、集自の資金開達を必ざす。「科学順」は、10年限ス圏をの領権で、科学技術の研究の人が、大統に無数性の場合を指して、中で研究所は一の数であり、力、対象の京長が、大統に無数性の基本情報を指し、中で研究所は一の数であり、力、対象ので成分が、対象には、18世紀の大学にあり、カラルー・大学にあり、大学には、18世紀の大学にあり、カラルー・大学にあり、大学には、18世紀の大学にあり、カラルー・大学にあり、大学に大学により、18世紀の大学により、18世紀の大学により、18世紀の大学により、18世紀の大学により、18世紀の大学により、18世紀を大学	D I	独立行政法人通則法第45条第5項で長期借入金及び債券の発行 は原則禁止となっていますが、例えば、金融業務を実施するため資 金調達の必要がある場合も想定されることから、それぞれの独法の 業務の性質を踏まえ、真に必要な場合には各独法の個別法に規定 を置くことにより例外的に認められている場合があります。	オフィス実現プ	0035010	国家戦略つくははオフィス実現会	外教 文 原 見 茨城県 農 経 三 三 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	移務部生活,主境關 等等等等。

管理コー	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 番 写 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
040221	租税措置特区	地方秘法附則第 15条第31項	地方税法附則第15条第31項において、都市再生特別措置法 第22条に規定する認定事業者が、同法第25条に規定する認定事業者が、同法第25条に規定する認定事業者が、同法第25条に規定する整成制度産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を取得後5年度分、価格の2分の1とする特例が規定されています。	従来の都市再生緊急整備 地域の中から、特に、これ からの都市戦略上重要とな る地区を「成力」で、主要 の日本を率引する戦略地 点の形成をかざし、都市計 画や構造の本特区制度な とによる規制緩和に加え、 国税の減免なと総合 機構措置を進命する。 【具体的内容】 ① 租税措置特区の創設	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を 柱とする総合的な特色制度を創設する。 ①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う 「金融支援特区」 ③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 (提案理由) (提案理由) 成長者しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える 大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要となる地区において、アジア諸 国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。	z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制しの措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案である整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税額の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の所名等にはいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論するもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制に支充、工規・平成22年度税制指数で表した。と考える。 ・五税税制措置については、現政権において、行和代制措置の見面にに関する基本方針の建管を踏まえて検討されるものと考える。	特区	0041010	<b>大阪市</b>	大阪府	総務省省 財務 新 五 省 省
040230		財政の健全化に	地方公共団体による国立大学法人等(以下、大学等)への助成等については、当該大学等が行う新たな研究の実施等に当たっては、所与の条件を満たせば、総務大臣との同意を得れば寄附等を行うことは可能であるが、当該大学等が通常業務に要する経費を寄附等することは認められていない。	大阪市内への研究開発機能の集積保進のため、国立大学法人等の通常業務 に要する経費も助成の対象としたい。	地方公共団体による国立大学法人等(以下、大学等)への助成等については、 道常業務に要する経費は大学等が本来持つべきとみなされ、助成が認められ ていないが、通常業務についても、大阪市への貢献が認められる場合には、助 成対象とする。 (提案理由) 現行では、大阪市への貢献について国の同意が得られた新増設部分のみに ついて助成が可能であるため、新増設がない場合には、国立大学法人等の大 版市内への立地のインセンティブとなっていないが、助成の対象を拡大すること により、大阪市への大学等の立地が促進され、大阪市の都市活力の増進を図 ることができる。高度で専門的な人材の育成・研究機関である大学等は、長 境の研究・実務に精通した人材を輩出する拠点として、また人材交流を通じた ネッドワークの拡大、産学連携による産業育成の拠点となることから、企業の 数学のアップや起業の促進により雇用の削造などに貢献し、経済の成長につ なげることができる。	С	I	地方公共団体から国等への寄附等を原則禁止しているのは、国と 地方の財政秩序を維持する観点から、自発的寄附の名目による国 から地方団体への負担の転嫁を防止するためのもの。 仮にある自治体にとって新や自入る客前でも、国等の機関の誘致 競争等を通じて他の地方公共団体にも多大な影響を及ぼすことが 想定され、地方財政全体を致損することも想定されることから、寄附 金等の支出に当たっては、総務大臣の同意を必要としているもので あって、特区による対応にはなじまない。 (なお、大学等が行う新たな研究の実施等に当たっては、所与の条 件を満たせば、総務大臣との同意を得れば寄附等を行うことは可 能。)		0041040	大阪市	大阪府	総務省
040241	法人関係税等の 軽減免除	本件提案に係る 規定は、地方税法 上の規定はなし	本件提案に係る段の減免措置に関して、地方税法上には特段 の規定は設けられていない。	彩都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地 便進に向けた、予算の重配分及び限い切った法人 関係税等の軽減免除を求 (具体的内容) ② 法人関係税等の軽減 免除	アジア諸都市では、国家開設争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込む ためのずば抜けた特優・措置等のインセンティブを用意、表面においては、各等で との個別法(企業立地法等)等による支援の他は、自治体が独自で創設した補助金 等の一つセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 3所決策	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案である整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の所省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すって前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論する。以下前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論する。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成2年度税制改正大調(平成21年12月22日間議決定)において、「租税特別措置の見重しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の建置を踏まえて検討されるものと考える。	国際バイオクラ	0043011	大阪府	大阪府	総務省 財務生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号 現	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
040242	地方税を免除し た際の自治体の 税収減に対する 財政支援	本件提案に係る 規定は、地方税法 上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	影都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地 点 促進に向け、予算の重点・予算の重点 配分及び思い切った注入 関係大戦等の軽減免除を求 める。 [具体的内容] ③ 地方税を免除した際 の自治体の税収減に対す る財政支援	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していためには、国家戦略として、ボデンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイバペーションを起って環境づくが必要。 北大阪・彩布地区は我が国No1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進北大阪・彩布地区は我が国No1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターの競争に勝ち抜いていためのには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。 2問題点 アジア諸都市では、国家開競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのずば抜けた投優遇措置等のインセンティブを用意、我国においては、各省庁ごとの個別法と乗立地法等等による支援の他は、自治体が独自の報と対しては、各省庁ご会解決策を入びイナースイフ・イエンスの東のナショナルセンターである大阪大学等の拠点に対け、バイオリ海生、研究機関の地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点を分特例措置や思い切った法、関係税等の軽減免を発演と係る。また、地方発生院といずのたま、関係税等の軽減免を発演して、まのまりを開発と解した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を満足した。また、地方発生院と下際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を満足した。シェル・リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特別措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策制の導入の是非についているため、政策制の機力では、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等の多望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租稅特別措置については、現政権において、ゼロベースから見し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大調(平成21年12月22日閣議決定)において、「租稅特別措置の見面しに関する基本方針の建管を踏まえて検討されるものと考える。	スターの創生・	0043012	大阪府	大阪府	総務省
040251	急速充電設備の特別償却制度又 付は固定資産税の 減免等	15条第19項	地方税法第15条第19項において、電気自動車の一定の充電 設備で新たに取得された設備について、固定資産税の課稅標準 を取得後3年度分、価格の3分の2とする特例が規定されていま す。	備に係る設置費について、 特別償却制度又は税額控 除制度を創設する。また、 低公害車の燃料供給設備 (電気充電施設)に係る特 例措置(現行固定資産税 2/3)の拡充、及び、特例措	の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利 使性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 2問題点 急速充電設備の設置コストが高く約500万~1千万円)、現在のEVの台数で は、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による 設置が進まない。 3所決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、イニシャル・コストに対する特別 慎却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制との 優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元 市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じれたい。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の社組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かる議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大規(呼成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の正大規(呼成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置のこいても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考える。	開発促進によ	0043040	大阪府	大阪府	総務務省 案 省 省 財 経 工 省 省 道 項 項 項 項
040252	固定資産税の免除及びこれに伴う 市町村の税収減 に対する財政支援	地方秘法附則第 15条第19項	地方稅法第15条第19項において、電気自動車の一定の充電 設備で新たに取得された設備について、固定資産稅の課稅標準 を取得後3年度分、価格の3分の2とする特例が規定されていま す。	備に係る設置費について、 特別償却制度又は税額度又は税額 除制度を創設する。また、 低公事事の総判株約設備 (電気充電施設)に係る特 例指置(現行固定資産稅 23)の拡充、及び、特例の 置直(係る固定資産稅の減 を求める。 [具体的内容] ② 固定資産稅の免除及	(3解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、イニシャル・コストに対する特別 慎却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の 優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元 市町村の税収減に対しては、国による財政支援を譲じられたい。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の柱組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討のし、税制による支援が必要がを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制で、工夫網(平成21年12月22日間議決定)において、「租税特別措置の見置して関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の建置を踏まえて検討されるものと考える。	開発促進によ	0043041	大阪府	大阪府	総務省 経額工 受通省 環境省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号 理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
040261	法人関係税等の 軽減免除	本件提案に係る 規定は、地方税法 上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段 の規定は設けられていない。	グローバル企業のアジアの 国際統括大部等の集積を 図るため、予算の重点配 分、思い切った法人関係税 の軽減免除を求める。 [具体的内容] (2) 法人関係税等の軽減 免除	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有 あような強力なインセンディブを持っていないため、企業の中枢機能を立地さ せることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市 に流出。 2問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自 が体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助 金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 3解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の 重点配分の特例措置で思い切った法人関係教等の軽減免除を譲ばる。まて、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政 支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセン ティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が 図られる。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されできたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策制の導入の是非については、税間の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等にいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等の要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租稅特別措置については、現政権において、ゼロベース・から見し、整理会理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租稅特別措置のして傾、平成21年12月22日閣議決定)において、「租稅特別措置のしても、この基本方針の建官を踏まえて検討されるものと考える。	外国企業の拠 点立地促進等	0043081	大阪市	大阪府	総務省 財務済産業 省
040262	不動産取得税の 免除及びこれに 保づ自治体の税 収減に対する財 政支援	本件提案に係る 規定は、地方税法 上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段 の規定は設けられていない。	グローバル企業のアジアの 国際統括本部等の集積を 図るため、予算の重点配 分、思い切った法人関係税 の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ③ 不動産期得税の免除 及じこれに伴う自治体の税 収減に対する財政支援	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中枢機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都トとのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自済体レベルで提供できる立地支援策(他力税法第6条不均一課税、該契補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の里点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を譲しる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を譲じられたい。 《効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講しることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、財調の枠組みで検討する必要がある。ます、所管の所名等によいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制で、工大網(平成21年1月22日間議決定)において、「租税判措置の見直しに関する基本方針の変にを踏まえて検討されるものと考える。	点立地促進等	0043082	大阪府 大阪市	大阪府	総務省経済産業省
040270	関西国際空港の 固定資産税等免 版とそれに代か る地元市町への 財政措置	の3第24項	地方税法第349条の3第24項において、関西国際空港株式会 社が所有し、又は関西国際空港株式会 の規定に基づ着性受ける固定資産のうち、直接その未来の事 業の用に供する固定資産について、課税標準を2分の1とする税 例が規定されています。	現行法で規定されている関 西国際空港を社か空港用 地及び施設(係る地方税 である固定資産税・都市計 高をとして、地元市町税収 消失分について国による財 政措置を実施する。	①現状 関西国際空港は、本来、国の責任により整備されるべき国際拠点空港を、株式 会社方式により建設した結果、空港会社に「兆1千億円にものぼる有利千負債 を抱えさせ、煙塩した経営を強いることだっている。このことが着陸神名はむめ とした空港利用にかかる高コスト構造を生じさせ航空ネットワークの充実を妨げ 空間となっている。 2間盟島空港の就航促進、集客促進を図るためには、空港利用料金の引き下 門内国を高める必要があるが、同社の経営努力では前減できない固定資産 営自由度を高める必要があるが、同社の経営努力では前減できない固定資産 営の重荷となっている。 室の重荷となっている。 空港用地及び施設に課せられる固定資産税及び都市計画税を全額免除する ことで、関西国際空港株式会社の固定発現を経滅する。併せて同社からの税 収が損失する地元之市1町(泉佐野市、泉南市、田尻町)に対しては、国による 交付金等の財政計置を進行。 (4) の場かり指置を進行。 (4) の場かりに対しては、国による では今の状態が開発が開発が表しているに対しては、国による では多のサントでは、国による では多のサントでは、国による では多いでは、国による では多いでは、国による では多いでは、国による では多いでは、国による では多いでは、国による では多いでは、国による のは多いでは、国による のは多いでは、国による のは多いでは、国による のは、国には、国による のは、国には、国による のは、国には、国による のは、国には、国には、国には、国による のは、国には、国による のは、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国による のは、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国に	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案である影響連れてきたころ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の所名等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の名旨等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見まし、整理会与理化を進めるをの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置のして「規模・平成21年12月22日閣議決定」において、「租税特別措置のして「規模・平成21年12月22日閣議決定」において、「租税特別措置のしても、この基本方針の遺旨を踏まえて検討されるものと考える。	関空の高コスト 構造の改善と	0043110	大阪府	大阪府	総務省国土交通省

管理コード 要望(事項		制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類 措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 番 写 項	提案主体名	都道府県 制度の所管 関係官庁
民間活力 040280 した港湾 連営		株式会社化した外質埠頭公社(指定会社等)が国の無利子貸 特付ナスは補助を受けて一定の港湾施設を取得した場合に、取得 から10年度分の固定資金税及び都市計画税について課税標準 を2分の1とする特例が規定されています。	公社は、平成23年に株式 民営化後の高埠頭株式会社 は阪神集のコンテナ賞物の 大部分を取り扱う二となり 強化にさらを取り扱う二となり 強化にさらを終って重要な役別 担う。民営化にありて は、経営の優勢力を高める ために発生の ために発生の 大部分を取り扱う に参考を であり、 大部分を であり、 でかり、 でがり、 でかりり、 でかり、 でかり、 で	②問題点 港湾経営については、民間が積極的に参入してい法体系となっており、更 に民営化後の埠頭株式会社の財産(コンテナ埠頭)に対する都市計画税・固定 資産税の課税は、港湾利用料金に転嫁され、「利用者への貸付料金低減」を阻 害する一因となる。	Z I	・そもそも構造改革特区は規制上の特別措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されできたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策制の導入の是非についてが規則の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要がを議論するといい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	効率的な港湾 経営の全集 高速化によ を を の 会 と 集 高 機 に の 会 と も を の 会 と を の 会 と を の 会 と も の 会 と も る の も る の も る を り た の も と も る の も と の も と の と の と の と の と の と の と の と	0043130	大阪府	大阪府 総務省 国土交通省
インランド 040290 (内陸保 場)の整値	デポ 本件提案に係係 競声 規定は、地方移 上の規定はなし	。 本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段 法の規定は設けられていない。	阪神港利用に特化し、施設整備・連営を行うインランドデポ事業者に対する整備 費用の無利子貸付、施設 の固定資産投等の減免措 置を講じることを求める。	現住、以内はこちはる遠水に集中の力すのもと、国際・コンア・取略が過ぎして 芝港選定することとしており、西日本においては阪神港がその役割を担うため に、背後圏の国内貨物の集約機能を高めることが不可欠である。 の問題も	Z I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会によいて一元的に税制上の措置を検討する仕組みた域を計する必要がある。まずは、所管の府省等にお、税制の全組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討のし、税制による支援が必要かる議論すくきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制をエ大綱(平成21年12月21日間議決定)において、「租稅特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の建置を踏まえて検討されるものと考える。	効率的な港湾 経営と集荷機	0043150	大阪府	大阪府 総務省 国土交通省
040301 法人実効 引下げ	本件提案に係 規定は、地方移 上の規定はない	法の担定はいけられていない	物流関連企業に係る法人 税、固定資産税等の軽減 措置の創設 【具体的内容】 ①法人税等の実効税率の 引下げ	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、広大な後育園を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との程乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②別果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②別果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②原教学の国際競争が相対的に対している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米・輸出おれるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷吉の二一ズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③高決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を削設し、新規に立地する物流関連企業に対して、法人税等の支効税率の大権な引き下げ、固定資産税等についても5年間減免。不均・運済産税等についても5年間減免。不力・環接等に伴う交付税置を実施。など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 (会別策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 「国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。」国際後に対して集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	Z I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、使来より検討対象外の接案であるを整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非についても規則の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の所省等にいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要がある。 いて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要がを議論するといて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要がある。 いても前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要がを議論するといて、規則では、税制によいて議論が行われることになると考える。 ・・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大調(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見面しに関する基本方針の建旨を踏まえて検討されるものと考える。	大阪版FTZ(自 由貿易地域)の 創製設点(空港・ 議論)の一条 営による貿易 促進	0043170	大阪府·開西 国際空港㈱	, 大阪府 総務省 財務省 国土交通省

管理コート	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 番号 写	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
040302	固定資産税の免除	本件提案に係る 規定は、地方税法 上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段 の規定は設けられていない。	物流関連企業に係る法人 税、固定資産税等の軽減 措置の制設 【具体的内容】 ② 固定資産税等の免除	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と関連を、20開題点、近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際地湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して改米へ輸出されるなど、トーラルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 (3解決策関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して、法人秩等の実効税率の大幅な引き下げ、固定資産税等についても5年間減免。不均一環教等に伴う交付税措置を実施。など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 (3例果 国際物液拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的連用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	Z	I	が高い仕組がた「はおりません」という。よりは、所言のが自分によいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制	田貿易地域)の 創設と国際物		大阪府·開西 国際空港戦	大阪府	総務省 国土交通省
040303	不均一課般等に 伴う交付税措置	本件提案に係る 規定は、地方税法 上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段 の規定は設けられていない。	物流関連企業に係る法人 税、固定資産税等の軽減 措置の創設 【具体的内容】 ③ 不均一課税等に伴 う交付税措置	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない、また、保税管理も厳格であり、限税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 (2 問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際総争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米・輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 (3 解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して、法人科等の実効税率の大体な引き下げ。「固定資産税等についても5年間減免、不ち一課税等に伴う交付税措置を実施など、国際として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 (4 効果 原として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 (4 の 別集)と関係の実施を発して、10 原として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 (4 の 別集)と、国家として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調金会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、財銀即の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の所名等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の合作等から要望があれば、税制調金会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制で、工大網(平成21年12月2日間議決定)において、征税措置の見直しに関する基本方針と定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣管と踏まえて検討されるものと考える。	田貿易地域)の 創設と国際物		大阪府·開西 国際空港報	大阪府	総務省 関土交通省
040310	民間主導による 緑化の軽減を行う 「都市公開線地 制度」を創設		地方税法附則第15条第6項において、都市総地法第63条に規定する認定計画に従って整備された一定の線化施設に対する固定資産税について、課税標準を取得後5年度分、価格の2分の1とする特例が規定されています。	のため、既存制度を拡充	①②現状・問題点線化施設にかかる固定資産税の軽減制度があるが、2001年の制度開始後、全国で24件、例内は1件のみ。問題点としては以下があげられる。 1. 建築主へのメリッサ(年間)管理費が大きく、軽減が不十分) 2. 建磁率の高い都市部では敷地面積の20%以上の線や率というハードルが高い。 3. PR不足、設定主体である市町村へのメリットが少ない 3. PR不足、設定主体である市町村へのメリットが少ない 3. PR では、設定主体である市町村へのメリットが少ない 3. PR では、基づくに対し、公開された土地にかかる固定資産税を軽減を設置する場合、その土地の固定資産税を軽減の対象 4. 特格措置期限の廃止・線化施設だけでなく公開された土地にかかる固定資産税を軽減の対象 2. 線化・基準の引き下げ 3. 固定資産を扱い軽減に対する地方交付税措置を行う 3. 固定資産を扱い軽減に対する地方交付税措置を行う 3. 固定資産を扱い軽減に対する地方交付税措置を行う 3. 固定資産を扱い軽減に対する地方交付税措置を行う 3. 固定資産を扱い軽減に対する地方交付税措置を行う 3. 固定資産を扱いを減に対するから次付税措置を行う 3. 固定資産を扱い軽減に対するが多に加える。 4. 効果 民間主導による公開線地の割出を促進することで、植栽地の限られた都市部において効果的に存民に実態のあるみどりが割出される。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調金会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、財調のを組みで検討する必要がある。まずは、所管の所省等によいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべいで前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論するといて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要がを議論する会に、対して、対して、議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、東成22年度税制で、工規(平成21年12月2日間議決定)において、「租税特制措置の見面しに関する基本方針の変になった。といるような政策についても、この基本方針の変質を踏まえて検討されるものと考える。	グリーン・イノ ベーション	0043200	大阪府	<b>大</b> 阪府	総務省 関土交通省

Ŧ	理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号 提案事項	提案主体名	都道府県	制度の所管- 関係官庁
	040221	UU2促進文援制 中/財政しの#	本件提案に係る 規定は、地方税法 上の規定はなし	本件提案に係る税の滅免措置に関して、地方税法上には特段 の規定は設けられていない。	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。オフセットカーボン等を購入とた企業に購入費用の税優通措置を講化る。 【具体的内容】①中小企業者の省CO2促進支援制度(財政上の措置)	①2 現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、 これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者に省エイ法などの対象とはなっておう す、低炭素化に対する取組度数が低い状況にある。 また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産 化されておらず、設置コストが新高となっていることが設備導り促進の阻害要 因となっている。	Z	I	・そもぞも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はてれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策制の導入の是非については、税間の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の所名等にいいて前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すいて制度となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論するもの、本件についても、所管の省庁等が必要があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租稅特別措置については、現政権において、ゼロベースから見し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租稅特別措置の見面しに関する基本方針の定置を踏まえて検討されるものと考える。	及拡大による	0043240	大阪府		総務落省業 省 環 項
	040222	中小企業者の省 CO2(促進支援制 使(税制上の措 置)	本件提案に係る 規定は、地方税法 上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段 の規定は設けられていない。	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政 上・税制しの支援を行う。オフセットカーボン等を購入費用の 税優通措置を講しる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省C C2促進支援制度(税制上 の措置)	①2現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、 これらの事業者に対する低度素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者に対する社様が実現をしている。 しかしながら、現在、これらの事業者に対す未決などの対象とはなっておらず、低度素化に対する取組窓営が低い状況にある。 また、個々の排出実間は多種多様にわたり、適切な低度素化の設備が量産 低されておらず、設置コストが結高となっていることが設備導入促進の阻害要 因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーポンオフセット制度により必要とする 企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定 において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 3所決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量 削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度 を設計し、財政・税制しの支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を 個って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。 低度素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進すること ができる。	z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の差非についているにの、政策税制の導入の差非については、形態的の存組令で検討の上、税制による支援が必要かを議論利期査会において議論が行われることになると考える。 ・租稅特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大網(平成21年12月22日間議決定)において、「租稅特別措置については、現政性において、打租稅特別措置の上、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大網(平成21年12月22日間議決定)において、「租稅特別措置の上、整理令理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大規(中成21年12月22日間議決定)において、「租稅特別措置の上、企業の表とある」と表表の表表の計算を対象を表表し、	及拡大による	0043241	<b>大阪府</b>	大阪府	総務省省集省 省省集集省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分	<b>計置の内容</b>	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 理事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
040330	建物の建替え等 の促進と最先端 の低度:基技術の の低度:基技術の 場入によるCO2 排出削減	本件提案に係る 規定は、地方税法 上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段 の規定は設けられていない。	同区内のエネルギー効率	①②現状・問題点 2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減するという目標達成に向けては、エネルギー効率の悪いビル、住宅等の建替えや改修による低度素化が必要であり、その促進のためには資金面のインセンティブが必要である。また、最先端の低度素化技術は高コストであり、初期市場の創出によるコスト制減が必要である。さらには、公共交通機関の結節点を拠点にした低度素化のまちづくりの促進が必要である。 (3解決策 特定地区における低エネルギー効率の建築物への建替え勧告制度の創設建替え実施者への資金支援、稅優遇措置低度素化技術(断熱化、壁面太陽光発電等の新エネ・省エネ技術等)のレベルに応じて財政上・税制上の支援を行い、自治体には支付税措置を実施】 (4)効果 こういった要素件は特った制度を創設することにより、低度素のまちづくりを加速させることが可能となる。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会によいて一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討のし、税制による支援が必要が多た議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考えると類が表しまいて、議論が行われることになると考え、日本のとの主義といて、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月21日開議決定)において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月21日開議と定したところ。提案にあるよう改策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考える。	低CO2技術普 仮放大による 低炭素社会の 実現	0043250	大阪府	大阪府	総務省 財務省通 国土交通省 環境省
040340	日本版レベ ニュー債制度の 創設	本件提案に係る 規定は、地方税法 上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段 の規定は設けられていない。	・発行主体側の課題である 道路等の公共インフラの整 備主体として、民間の参入 や民間する。 ・資金供給の円滑化の為、 ・資金供給の円滑化の為、 素性の評価・確保などの 導入とともに負担利回り、 BIS規制上の制約、租税負担など)の緩和が必要。	①現状 大幅な税収減少や多額の長期債務を抱える財政状況の中、地方債の発行総 額が抑制されている。一方、今後、耐用年数を超過し、老杯化したインフラの再 整備や物流インフラ等の戦略インフラの整備が急務である。 2問題点 現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体については、諸法令の規 現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体についても民間資金の導 り、民間参えができない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導 り、民間参えができない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導 人を想定していないものがあるため、レベニュー債券が活用できない。更に、民間による公共インフラ整備事業にあたり、資金供給円滑化の観点から格付けリ スクや税負担等疑和措置が必要。 3解決策 公共施設・資金を直接的に対応させ、税金ではなく、公共施設の利用料金からの営業キャッシュフローによって事業費を償還する日本版レベニュー債を公 大事業の整備に充当し、国際競争力を維持するための都高速道路や港湾、 下水道等の都市インフラの再整備や戦略的投資に売当する。また、民間参入 をより促進するため、公共インフラを備主体に出資する民間企業の法人税の優 透措置や円滑な資金調達を可能にするため、企業社の大事的でした。 選措置や円滑な資金調達を可能にするため、企業社の大事的で表しまた。 提供に公共インフラ整備を担えるようにするため、収益性を高められるように整備 建構に公共インフラ整備を担えるようにするため、収益性を高められるように整備 建体に対する法人税・固定資産税についても優遇措置を図られたい。 3効果 財政規律の維持と都市インフラ、戦略インフラの更新、整備などを両立させ、 もって、激化する都市問題幾年に対する起き学性を確保する。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制調査会において、所管のの治事人の是非については、税制の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府名等において前提なる政策を検討かし、税制による支援か必要から議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直に未知(平成21年12月22日間議決定)において、「規模制で、工規(平成21年12月2日間議決定)において、「規模制で、な税制で、工規(平成21年12月2日間議決定)において、「表別制で、な税制で、この基本方針の変質を踏まて検討されるものと考える。 ・なお、レベニュー債制度の創設については、道路整備特別措置に等の関係法令の改正により、公共インブラの整備及び事業収益の収入の主体に民間参入が可能となれば、当該民間法人が事業収益の収入の主体に民間参入が可能となれば、当該民間法人が事業収益の収入の主体に民間参入が可能となれば、当該民間法人が事業収益の公を債退財源とする資金調達手法を用いることができ、提案が実現されるものと考える。	公共インフラの 円滑な整備・更 新	0043370	大阪府	大阪府	総務省 財務省 関土交通省
040350	労働力調査等の 開労働金計に 展る認都連邦県へ の協議	統計法第9条		地方の雇用情勢を正確に 分析できるよう、調査の制 使の意見を反映させることを 求める。	①現状 総務省が実施する労働力調査(完全失業率など)は、全国平均を求めることを目的としているため、府のデータについても全域を対象としていない。また、厚生労働省の実施する有効な人倍率は、ハローワークを経由した求人数等 (全体の就職者の3割程度)を基に算出しているなど、府の実態を正確に表すデータとなっていない。 ②問題点 別在の国のデータではサンプリング手法などの問題から、地方単位での正確な 別在の国のデータではサンプリング手法などの問題から、地方単位での正確な 別本、要勢把握ができないため、地方の雇用情勢を踏まえた効果的な対策を 講じることができない。 選用関係の統計調査については、地方単位での分析が可能となるよう、サンプリングのあり力や調査内容などを地方自治体と協議した上で制度設計を行うものとする。 《効果 地域の雇用情勢を把握、分析することで、労働局移管に先駆け、地方公共団体の実情に応じた雇用対策(教育現場や福祉施策との連携)が可能となる。	E	-	統計調査の標本等の設計について、地方自治体と協議するとの提案をいただいたところであるが、労働力調査の標本設計は、毎月の全国結果を正確かつ迅速に提供するとを目的として、統計理論に表うき設計されているものであり、規制等に関するものではないと認識している。なお、地方における雇用失業統計の作成については、地域ごどにった。地方における雇用失業統計の作成については、地域ごどにった。各都道所はよいて、当該都道所県単位の必要な調査結果を得たい場合には、独自に労働力調査に対する標本の上乗せ調査を行うなどの方策と表しまいて、当該都道所県単位の必要な報生調を表行さなどの方策と表して、技術的な助言等を行うことは可能である(既に大阪府からは、独自調査の実施等等を行うことは可能である(既に大阪府からは、独自調査の実施等について相談を受けているところであり、引き続き協力する用意はある。)。	ハローワークの 地方移管	0043500	大阪府	大阪府	総務省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置(	の分類 措置の内	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号 提案事項	提案主体名	都道府界	制度の所管・ 関係官庁
	公務員に係の	無し	地方公務員に係る官民交流に係る法律はない。	地方公務員についても、国 家公務員の官民交流法 (国上民間企業との間の人 事交流に関する法律)と同 様の制度を創設する。	①現状 現行、地方公務員には、国家公務員の官民交流法に相当する仕組みがなく、 様々な制約により運用には限界があるため、官と民の間の壁は厚くて高いことから、人材の流動化が進んでいない。地域主権の確立には、官民の人材流動 化を円滑にし、地域の経営力を高めることが必要。 2問題点 民間人材の地方自治体への登用は、現行制度では「協定に基づく人事交流」が「任期付職員としての保用」によるしかない。しい、民間からの交流人材 が、任期付職員としての採用」によるしかない。しい、民間からの交流人材 は、当該人材に地方公務員としての身分がし方できず、機関行使ができない。また、守秘義務等が法的に担保されないため、地方自治体(官)にとつては積る場合に活用するメリッかが少ない。また、民間企業等を退職することが削損だが、地方自治体(官)での任期終了後に健職保証がないため、あえて能験的な行動を対し、おから発育人で配力を実際で活動する場合、地方公務員が区間企業等で活動する場合、地方公務員はの世界を実施で影響を制度により、制約を受け合たが、地方公務員が関係の大きで活動が、送り手(官)・受け手(民)ともに位置付けが中途半端で成果が期待できない。②射次級費についても、国家公務員の官民交流法(国と民間企業との間の人事交流に関する法律)と同様の制度を創設する。 30次3人間に関する法律と同様の制度を創設する。 30次3人間に関する法律と同様の制度を創設する。 30次3人間に関する法律と同様の制度を創設する。 30次3人間に関する法律と同様の制度を創設する。 30次3人間に関する法律と同様の制度を創設する。 30次3人間に関する法律と同様の制度を創設する。 30次3人間に関する法律と同様の制度を創設する。 30次3人間に関する法律と同様の制度を創設する。 30次3人間に関する法律といることにより、地域の経営力の向上が図られる。	3	D -	ご提案では、「現行、地方公務員には、国家公務員の官民交流法に相当する仕組みがなく、様々な制約により連用には限界がある」と指摘されているが、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に対しまり、東門的な人材のを用か可能である(第3条)は、か、地方独自の制度として、一定の期間内に終了することが見段ないる業務として、一定の期間内に終了することが見段ないる業務をは事す可能な短時間勤務職員の採用(第5条)の仕事が必要した。大きなでは、の任期である。と一次では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	官民の人材流 動化による地 域力の向上	0043580	大阪府	大阪府	総務省